

File.36

【福岡県発】



くぼた はやなり
窪田 早成

司法書士

行政書士

家族信託専門士

司法書士・行政書士・社会保険労務士くぼた総合法務事務所所長。「あらゆる事業は、事業者に関わる全ての人々の幸せを実現するために行う社会貢献である。」という考えのもと、従来の相続、遺言、後見、不動産登記、商業登記等の業務に加え、より多くの「ありがとう」を頂くことを目標として、「家族信託」「事業承継・M & A 支援」「外国人ビザ申請」の3つの業務に重点的に取り組んでいる。

1 「信託法」との出会い

私が信託法の存在を初めて知ったのは、司法試験の勉強をしていた20歳の頃です。四宮和夫教授の『民法総則』を基本書にしていた時期があり、その時「四宮教授は信託法の第一人者だ」と聞いて、私の中で「信託法といえば四宮」というイメージが生まれました。しかし、結局、当時は信託法を勉強する機会がなく、その後も信託法には司法書士試験の範囲で触れる程度でした。

その後、司法書士・行政書士の道に進んだわけですが、司法書士会で開催された信託の研修を受けるうちに、「信託の仕組みを使えば解決できるのでは？」と思うような相談案件が少しずつ増えてきました。

そこで、ようやく本格的に家族信託の業務に取り組むようになったわけですが、「信託法といえば四宮」というイメージが生まれてから、本格的に家族信託の業務に取り組むようになるまでに約30年もの月日が流れたのかと思うと、少し不思議な感覚にとらわれます。

2 初めての受任案件

実際に家族信託の案件に初めて関わったのは、2018年でした。しかし、信託契約の組成ではなく、同業の行政書士が組成した信託契約の登記手続の案件でした。私が家族信託に取り組んでいることを別の行政書士に話していたところ、「同じく家族信託に取り組み始めた行政書士がいる」とのことで、その方に私を紹介してくださったのがきっかけです。シンプルな認知症対策のスキームではありましたが、それまで信託契約を自ら組成したことがなかったうえに、自分以外の方が組成した契約だったため、登記事項を抽出するのにかなり苦労しました。信託登記の専門書を多数買い漁って読み込み、ようやく自分なりに抽出した登記事項を登記しました。

自ら初めて組成した家族信託の案件を受任したのは、同年中ほどなくしてからです。社会保険労務士である妻にも家族信託の話をしていたところ、妻の顧問先の関係者から問合せがあったのがきっかけでした。「母親所有の賃貸物件の賃借人への対応が必要になったが、母親はだいぶ高齢なので、自分が法的に賃貸物件の管理をできるようにしたい」との話でした。母親の推定相続人は相談者1人だけだったため、相談者、母親、私の3人での打合せはスムーズに進み、最終的には母親の自宅不動産も信託財産に加えて信託契約を組成しました。その母親も最近亡くなり、現在、信託の終了に伴う登記手続を進めているところです。

3 やや特殊な案件

今までに受けた案件の中でやや特殊だ

ったのは、とある文化財的な価値のある老朽化した建物をできる限り長く保存したいという依頼でした。この依頼は、以前受任した相続登記の依頼者からのものです。「できる限り長く」ということだったため、受託者としては一般社団法人を設立し、受益者については、委託者から4世代にわたる計7名の後継ぎ遺贈型受益者連続信託にしました。

この建物の修繕費用を確保するため、当初、依頼者と一緒に某都市銀行に信託内借入の打診に行ったのですが、信託内借入どころか、そもそも通常の銀行で融資できるような案件ではないと言われてしまいました。そこで、某政府系金融機関に相談に行ったところ、建物を受託者となる一般社団法人の固有財産にするのであれば融資できると言われたため、苦肉の策で、①一般社団法人が保存対象の建物のみを買い取るのと同時に、②底地所有者である委託者となる者との間で借地契約を締結した後、③底地その他の不動産のみを信託財産とする信託契約を組成するという、かなりイレギュラーなスキームになりました。

このスキームでは、自己取引となる借地契約の許容についても検討せざるを得ませんでした。他にも、共有不動産であるため複数の公証役場での手続きが必要なこと、不動産上に居住している親戚の居住の利益の確保も信託の目的であることなど、特殊な事情が複数存在したため、組成にかなり時間と労力を要しました。

組成はなんとか完了して信託が動き出しましたが、信託の本質にかかわる論点もあり、いまだに「本当にこのスキーム

でよかったのか」と思うことがあります。なお、現在は、この信託契約の信託監督人として携わっています。

4 業務上感じたことと今後の展望

よくいわれることですが、まず、信託の組成に際しては、第三者の目が重要です。私がこれまでに関わった家族信託の案件は、すべて、経験豊富な先輩司法書士からアドバイスをもらったり、契約書案をチェックしてもらったりしました。やはり、自分の目だけでは、気付かない落とし穴にはまる危険性があります。

次に、家族信託の受任のきっかけは受託者になる方からの相談が多いですが、家族信託の真の依頼者は受託者ではなく、あくまで委託者であり、信託は受益者のためであるものという点を肝に銘じて家族信託の組成を進めることが重要です。

さらに、家族信託の組成は始まりにすぎず、その後のフォローが必須です。そのためには、契約書の内容をなるべくわかりやすくしたり、契約内容のポイントをわかりやすく書いたパンフレットを別途作成して受託者等の関係者に渡したりと、工夫をすることが有効かと思います。

家族信託の案件に関わっていてつくづく感じるのは、他の業務に比べて、感謝していただける度合いがかなり高いということです。その意味では、家族信託の業務は、「より多くの『ありがとう』をいただく」という弊所の経営理念をまさに実現できる業務だと思えますので、これからも1件1件真剣勝負で家族信託の案件に取り組んでいきたいと思えます。